

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 1 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第403号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・B銀行に預けていた定期預金が満期になったので、B銀行を訪問したところ、本件商品について執拗な勧誘を受け、断りきれずに預入れた。 ・本件商品預入時には、B銀行担当者から元本割れリスクについて、詳細な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんから定期預金満期金の運用相談があったため、Aさんの意向及びリスク許容度を確認の上、本件商品を紹介した。また、リスクを分散させるため、預入原資の全額を本件商品に充てるのではなく、一部は定期預金預入に充てるよう提案した。 ・当行担当者は、Aさんに販売用資料を用いて本件商品の商品概要や内包するリスクについて説明した。 ・当行担当者が、Aさんに対し本件商品の預入を強要した事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月21日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、年齢、職業等に照らしてAさんがリスクを十分に理解できるまでの説明があったか疑問があること、Aさんの投資経験や投資意向を確認する上で、慎重なヒアリングが行われたか疑問があること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第725号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・本件商品はB銀行担当者から言われるままに預入れたものであり、当社から積極的に本件商品の提案を求めた事実はない。 ・B銀行担当者から説明を受け、本件商品が最長で数十年間原則解約不可であることは理解していたものの、B銀行担当者は本件商品について、当時の経済状況を勘案すると早期償還されることは確実であるといった説明を行った。 ・本件商品の預入を決定した当社担当者は、金融取引に熟達しておらず、本件商品の流動性リスク等を十分に理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者の要請を受け本件商品を提案している。 ・当行担当者とA社担当者のやりとりから、A社担当者は金融取引等の知識を保有していたことは明らかであり、また、A社の資金運用の実質的な中心人物であったことから、本件商品に係るリスクを理解した上で預入に至ったものと判断している。 ・当行担当者は早期償還が確実であるといった断定的な説明は行っておらず、本件商品の流動性リスクについて丁寧に説明している。 ・当行は、A社の資金運用状況を勘案した上で、本件商品を提案しており、その点からも適合性に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年6月4日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第742号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者に対して、元本割れリスクがある商品は購入しないとの意向を伝えていたにもかかわらず、本件商品の勧誘を受けた。 ・B銀行担当者から販売用資料を用いて説明をされた記憶はなく、本件商品の商品性や元本割れリスクについて理解していなかった。 ・本件商品の申込書は、内容を理解することなく、B銀行担当者から言われるまま記入したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんが当行店舗の来店時に、本件商品が記載された資料を持参したことから、本件商品の勧誘に至った。 ・Aさんは、本件商品以前にも優遇金利が適用される定期預金や本件商品とは

	<p>異なる仕組預金の経験があるなど、金利選好志向のある顧客であり、預入目的には問題がなかったものと判断している。</p> <p>・当行担当者は、Aさんに対して、所定の販売用資料を用いて本件商品を説明しており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月13日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品がAさんに適合した商品であるかどうかの検証、及びAさんが本件商品の内容について十分に理解していたかどうかの確認が十分とはいえないことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成24年5月9日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第764号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<p>・B銀行から預入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</p> <p>・私は、B銀行の広告で見た円定期預金の金利が他行より高かったことから、同預金に預入れるためにB銀行を訪問したところ、本件商品を勧誘された。</p> <p>・本件商品については簡単な説明しか受けておらず、元本割れの可能性があるとは聞いていなかった。</p> <p>・私は、付き合いで投資信託と外貨預金を購入・預入したことがある。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・円定期預金の広告を見て来店したAさんに対し、当行担当者が円定期預金と本件商品のセット商品を案内したところ、Aさんが本件商品を選択した。</p> <p>・所定の資料により本件商品のリスク等の説明を行っているはずであるが、説明時間等の詳細な記録は残っていない。</p> <p>・当行担当者は、Aさんから外貨で償還された場合にはそのまま保有する旨を聴取しており、Aさんは本件商品が為替相場の影響を受けることを理解していたと考えている。また、Aさんには他の金融機関でリスク商品の取引経験があるため、知識、経験の面からも問題はなかったと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月20日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対し、元本保証商品の購入を目的に来店したAさんに元本割れリスクのある商品を販売するに当たっては、特に丁寧な説明と理解度の確認が必要になるところ、これが尽くされたというには疑問が残ること、及び</p>

適合性の前提となるAさんの金融資産の状況をより慎重に確認すべきであったことを指摘した。

・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。

・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

・平成 24 年6月7日付けで和解契約書を締結した。

以 上